

市議会令和6年第1回定例会

# 議案及び議案資料

議案第9号～議案第12号

(第3集)

柏市

## 目 次

|           |  |    |
|-----------|--|----|
| 議案第 9 号   | 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について    | 1  |
| 議案第 9号資料  | 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例について       | 3  |
| 議案第 10 号  | 柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について | 5  |
| 議案第 10号資料 | 柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例について    | 7  |
| 議案第 11 号  | 柏市女性自立支援施設設備運営基準条例の制定について              | 9  |
| 議案第 12 号  | 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について               | 19 |
| 議案第 12号資料 | 柏市手数料条例の一部を改正する条例について                  | 23 |

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，母子生活支援施設における自立支援計画の策定の基準を改めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第30条中「について」の次に「，年齢，発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第33条中「婦人相談所」を「里親支援センター，女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

議案第9号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する  
条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）新旧対照表

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> | <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向</u>、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> |



柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を  
改正する条例の制定について

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和 6年 2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

放課後児童支援員の資格要件を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を  
改正する条例

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例（平成26年柏市  
条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に  
「（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業  
務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了するこ  
とを予定している者を含む。）」を加える。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号資料

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部を改正する条例について

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第27号）新旧対照表

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>(職員の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における第11条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> | <p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならない。</p> <p>(1)から(10)まで 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p> |



柏市女性自立支援施設設備運営基準条例の制定について

柏市女性自立支援施設設備運営基準条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

社会福祉法の改正に伴い，女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めたいので提案する。

柏市女性自立支援施設設備運営基準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）及び女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(条例の基準と女性自立支援施設)

第4条 女性自立支援施設は、この条例に規定する基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第5条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第6条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第17条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第17条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（苦情への対応）

第8条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（帳簿の整備）

第9条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

（職員配置の基準）

第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1人

(2) 入所者の自立支援を行う職員 2人以上

(3) 栄養士又は調理員 1人以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1人以上

(5) 事務員 1人以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第11条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等に

より，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には，次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は，次に掲げるとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は，収納設備等を除き，おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は，避難上有効な空地，廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか，各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし，寝台を設けてある場合においては，寝具を収納するための設備は，設けることを要しないこと。

(2) 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品，衛生材料及び医療機

械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室

食器，調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下，便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は，不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第13条 女性自立支援施設の職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第14条 1の居室の定員は，原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等，入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は，前項の規定に関わらず，1の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第15条 女性自立支援施設は，入所者の意向及び私生活を十分に尊重して，入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は，入所者の個の尊厳を保ち，心身の状況，本人の意思，希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で，施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は，入所者の自立支援を行うため，入所者の意向を踏まえ，各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第16条 食事は，食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。

2 調理は，あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

ない。

(業務継続計画の策定等)

第17条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第18条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第19条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

（関係機関との連携）

第20条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第21条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
( 柏市婦人保護施設設備運営基準条例の廃止)
- 2 柏市婦人保護施設設備運営基準条例（平成 2 4 年柏市条例第 3  
9 号）は，廃止する。



柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

柏市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6年 2月22日提出

柏市長 太田和美

提案理由

建築基準法施行令の改正に伴う接道規制及び道路内建築制限の適用除外の認定の申請に係る手数料の制定等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市手数料条例の一部を改正する条例

柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表40の3の5の項の次に次のように加える。

|      |   |   |              |
|------|---|---|--------------|
| 4036 | 建築基準法施行令第137条の1第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査 | 敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料 | 1件につき40,000円 |
| 4037 | 建築基準法施行令第137条の1第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査 | 道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料    | 1件につき40,000円 |

別表第2項の表65の19の項中「建築物のエネルギー消費性能

の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 6 6 の 2 の 3 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



議案第12号資料

柏市手数料条例の一部を改正する条例について

柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）新旧対照表

| 改正前           |   |   |    | 改正後           |      |          |      |    |                  |
|---------------|---|---|----|---------------|------|----------|------|----|------------------|
| 別表(第2条第1項)    |   |   |    | 別表(第2条第1項)    |      |          |      |    |                  |
| 1 略           |   |   |    | 1 略           |      |          |      |    |                  |
| 2 その他の手数料     |   |   |    | 2 その他の手数料     |      |          |      |    |                  |
| 項             | 対象事務  | 名称  | 区分 | 金額            | 項    | 対象事務     | 名称   | 区分 | 金額               |
| 1から40の3の5まで 略 |   |   |    | 1から40の3の5まで 略 |      |          |      |    |                  |
| 40の3の6        | 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定に対する審査 | 敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料 | 略  |               | 40の3 | 建築基準法施行令 | 道路内に |    | 1件につき<br>40,000円 |
| 40の3          |   |   |    |               | 40の3 | 建築基準法施行令 | 道路内に |    | 1件につき<br>40,000円 |

|  |   |
|--|---|
| <p>の7</p> <p>第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請書の審査</p> <p>おける建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請料</p> | <p>40の4から65の18の2まで 略</p> <p>65の19</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が交付した低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「低炭素建築物適合証」という。）又は住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示</p> |
| <p>の7</p> <p>第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請書の審査</p> <p>おける建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請料</p> | <p>40の4から65の18の2まで 略</p> <p>65の19</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査</p> <p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が交付した低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「低炭素建築物適合証」という。）又は住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示</p> |

|              |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|
|              | <p>第1346号) 別表1の断熱等性能等級の等級4及び同表の一次エネルギー消費量等級の等級5に適合している場合に限る。以下この項において同じ。)の添付がない場合</p> |   |   |   |
| イ            | 略   | 略 | 略 | 略 |
| (摘要) 略       |   |   |   |   |
| 66から66の2の2の3 | <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付</p>            | 略 | 略 | 略 |
| 66の2の4から78まで | 略   | 略 | 略 | 略 |